第百八十三条中第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二　北海道総合開発計画の企画及び立案に必要な調査に関する事務のうち、アイヌ施策（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第二条第二項に規定するアイヌ施策をいう。次号及び第四号において同じ。）に係るものに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　北海道総合開発計画の推進に関する事務のうち、アイヌ施策に係るものに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　北海道総合開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事務のうち、アイヌ施策に係るものに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第百八十九条第三号中「調整並びに」を「調整（総務課の所掌に係るものを除く。）及び」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　　義偉

再就職等監視委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第八十三号

再就職等監視委員会令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二十二の規定に基づき、この政令を制定する。

再就職等監視委員会令（平成二十年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　常勤の再就職等監察官のうち一人は、検察官をもって充てられるものとする。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第八十四号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五人」を「七人」に改める。

第七条中「給与厚生課」を「教養厚生課」に改める。

第八条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第九条第十号中「及び総務課」を削り、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

第九条に次の一号を加える。

十二　前二号に掲げるもののほか、所管行政に係る国際関係事務のうち他の所掌に属しないものに関すること。

第十条第一号中「及び定員」を「、定員及び給与」に改め、同条第六号を次のように改める。

六　警察職員の退職手当に関すること。

第十条第七号を削る。

第十二条の見出しを「（教養厚生課）」に改め、同条中「給与厚生課」を「教養厚生課」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関する事務一般に関すること。

二　警察教養施設の整備及び運営に関すること。

第十二条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　警察職員の恩給及び公務災害補償に関すること。

第二十七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第二十八条に次の一号を加える。

五　第一号及び第三号に掲げるもののほか、組織犯罪の取締りに関すること（薬物銃器対策課及び国際捜査管理官の所掌に属するものを除く。）。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

3　第五条第一項の参事官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものを除く。）のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

2　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第二号中「総務課長及び給与厚生課長」を「企画課長及び教養厚生課長」に改める。

（犯罪被害者等施策推進会議令の一部改正）

3　犯罪被害者等施策推進会議令（平成十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「給与厚生課」を「教養厚生課」に改める。

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太